

株式会社川商ハウス行動計画

株式会社川商ハウスは、社員がその能力を十分に発揮できる職場環境を整備するとともに、仕事と家庭生活の両立を支援し、社員一人ひとりが働きやすい職場づくりを推進するため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年9月1日 ～ 令和13年8月31日までの5年間

2. 内容

目標1：職業生活と家庭生活との両立を支援するため、対象男性社員の育児休業の取得率100%にする。(次世代法)

<対策>

- 令和8年 9月～ 男性社員の育児休業・子育てに関する休暇等の取得状況を把握する。
- 令和8年 9月～ 育児・介護休業法等に基づく育児休業、出生時育児休業、子育てに関する休暇等の制度を調査・整理する。
- 令和8年12月～ 制度の内容や取得方法を分かりやすくまとめた資料を作成し、各職場へ周知する。
- 令和9年 4月～ 育児休業・休暇等の取得に伴う業務の引継ぎやカバー体制について各職場で検討し、取得しやすい環境を整備する。
- 計画期間中 管理職に対して、育児休業・休暇等の取得促進について周知し、社員が制度を利用しやすい職場風土の醸成を図る

目標2：全社員の月平均時間外・休日労働時間を6.0時間以内とする。(次世代法)

<対策>

- 令和8年 9月～ 時間外・休日労働時間の実績を月ごと・部署ごとに把握し、長時間労働の要因を分析する。
- 令和8年10月～ 各部署における業務内容・業務量・人員配置等を見直し、業務の平準化を図る。
- 令和9年 4月～ 新システムの導入・活用により、定型業務や事務作業の効率化・省力化を図る。
- 令和10年9月～ システムの運用状況及び業務効率化の効果を検証し、必要に応じてシステム改修及び業務フローの見直しを行う。
- 計画期間中 毎月の時間外・休日労働時間を確認し、長時間労働が発生している部署・社員について、業務分担や業務量等の改善を行う。

目標３：年次有給休暇の取得を促進し、社員１人当たりの年次有給休暇の平均取得日数を年間６日以上とする。（女性活躍推進法）

<対策>

- 令和 ８年９月～ 年次有給休暇の取得状況を把握し、部署ごとの取得状況を確認する。
- 令和 ８年９月～ 全社的な新システムの導入により業務の効率化を図り、年次有給休暇を取得しやすい環境を整備する。
- 令和 ９年４月～ 年次有給休暇の取得状況を定期的に確認し、取得日数の少ない社員や部署に対して取得を促す。
- 令和 ９年９月～ 新システムの安定稼働に向けた研修を随時実施し、業務効率化を推進する。
- 令和 10 年９月～ システムの改修および運用方法の改善を行い、さらなる業務効率化を図る。